

令和3年4月28日

佐那河内小中学校保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症の防止対策及び対応等について

佐那河内村教育委員会

保護者の皆様には、日ごろより本村の教育行政にご理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ご承知のように、新型コロナウイルス感染症について全国的な拡大傾向が続いており、徳島県においても感染症に関わる状況が変化しております。保護者の皆様にこれまで繰り返しお願いし、ご協力をいただいているところですが、改めて、以下の8項目につきましてお知らせします。ご理解・ご協力をお願いします。

- ① 児童生徒の感染防止のため、以下の点について引き続き徹底をお願いします。
 - ・毎日の検温等による健康観察を行い、発熱等、感染症が疑われる症状が見られる児童生徒については、自宅で休養すること。
 - ・「新しい生活様式」を意識させ、「3つの密」「大声」を徹底的に避け、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの感染症対策を徹底すること。
- ② 家庭内の感染を防ぐため、保護者の皆様も上記と同様の対応を徹底して下さるようお願いいたします。お子様及び同居のご家族に発熱等の症状が見られる場合には、かかりつけ医（かかりつけ医がない場合には「受診・相談センター」(TEL0570-200-218)に相談してください。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症を理由として、いじめや偏見、差別につながるような行為は断じて許されない」ものであり、「うわさやデマ等に関わったり惑わされたりすることなく、正しい情報に基づいて行動すること」について、ご家庭でも徹底していただき、児童生徒の発達段階に応じたご指導をお願いします。
- ④ 児童生徒等が、「新型コロナウイルスに感染した場合」や「濃厚接触者に特定された場合」、また、「PCR検査を受ける場合や受けた場合」については、速やかに、小中学校（TEL088-679-2611, 088-679-2511）に連絡するよう、お願いします。
なお、ゴールデンウィーク（5月1日～5月5日）及び夜間については、佐那河内村役場 TEL088-679-2111に連絡をお願いします。
- ⑤ 「児童生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合」の出席停止期間は、感染が判明した日から医師が登校を許可した日の前日までです。（判明前から症状があり欠席していた場合は、最終登校日の翌日からとなります。）
- ⑥ 「児童生徒が濃厚接触者と特定された場合」や、「同居する家族が感染した場合」は、出席停止といたします。出席停止期間は、濃厚接触者と特定された日から起算して（あるいは感染者と最後に接触した日の翌日から起算して）14日目までです。
- ⑦ 児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、その時点で臨時休業とすることがあります。在校中に臨時休業が決定した場合、当日、速やかな下校、またはお迎えをお願いすることとなります。
- ⑧ 臨時休業の期間等については、村教育委員会が学校と相談し、徳島保健所の指示に従って決定します。保護者の皆様には、学校より一斉送信メール（マチコミメール）等で連絡します。